

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	26 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から57年9月まで

私は、昭和55年3月に会社を退職し、同年4月に結婚した。結婚当初は、生活も落ち着いておらず、国民年金保険料の納付を忘れていたかもしれないが、申立期間は夫が納付済みであるのに、私だけが3年間近くも全て未納というのは考えられない。

夫婦の国民年金保険料は、普段は納付書が送付されてくるたびに、夫が毎回納付してくれていた。しかし、夫は、その時期は不明であるものの、保険料の未納通知が届き、当時は夫が自身では納付できない金額であったので、夫の父にお金を出してもらい一括して保険料を納付したことを覚えており、それが私の分であったのか、夫の分であったのか、今となっては分からないが、13万円という金額だけが記憶にあると言っているので、申立期間に納付記録がないか、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等から昭和58年11月頃に行われたものと推定され、同時期に申立期間直後の57年10月から58年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが、申立人の特殊台帳により確認できる。この場合、当該納付が行われた時点において、申立期間のうち、56年1月以降の保険料は、当時A県下の社会保険事務所(当時)が暦年単位で運用していたとされる時効成立前の納付が可能な過年度保険料である。

また、申立人の夫の特殊台帳によると、夫の国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和55年1月に、その時点で暦年単位による時効成立前の52年1

月から54年3月までの国民年金保険料をまとめて過年度納付していることが確認できるところ、当該保険料額は6万3,360円であるが、申立人の申立期間のうち、51年1月以降の保険料額及び納付記録にある申立期間直後の過年度保険料額を合算すると、12万7,950円となり、申立人の夫が記憶する13万円とほぼ一致していることから、13万円は申立人の保険料であった可能性が高いものと考えられる上、申立人の夫に13万円の根拠について聴取したところ、「私の学生時代の学籍番号が『\*』であり、当時、父親からまとまった金額の保険料を受け取る際、学籍番号と同じだと思ったことが強く印象に残っている。」と陳述しており、その内容に特段不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は申立期間直後から、申立人の夫は昭和52年1月以降、それぞれ現在まで国民年金保険料を完納している上、夫は自身の国民年金の加入時点において時効成立前までの2年3か月分の保険料を過年度納付していることなどを踏まえると、申立人についても、申立期間のうち、56年1月以降の保険料及び申立期間直後の保険料を含めた2年3か月分の保険料を申立人の夫が同様に過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和55年12月以前の期間については、前述のとおり、国民年金の加入時期からみて、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人の夫が当該期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月

私は、昭和53年3月15日付けで会社を退職し、その後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。納付方法については、記憶が定かでないが、加入後、次に厚生年金保険に加入するまでの国民年金被保険者期間10か月のうち、9か月の国民年金保険料が納付済みである。加入後、申立期間の1か月のみを未納にすることは考えられない。納付書が発行されたら納付したと思う。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人は、昭和53年4月頃に加入手続を行ったものと推定でき、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況について、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続を7回適正に行い、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料は全て納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、現年度保険料が未納となった場合、翌年度に過年度納付書が発行されるのが通例であるが、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間及び昭和53年10月から同年12月までの未納保険料について、未納催告が行われた事跡は確認できず、過年度納付書の発行状況は不明であるものの、同年10月か

ら同年12月までの国民年金保険料が55年5月7日に過年度納付されていることから、申立期間についても過年度納付書が発行されたものと考えられる。

申立期間は1か月と短期間であることから、申立人の納付意識の高さを鑑みると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年9月まで

昭和48年6月頃、退職を契機にA市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時の国民年金保険料の納付については、毎月、B銀行の私名義の普通預金から口座振替を利用して納付していた記憶があるため、同銀行口座の取引明細を入手したところ、平成5年度は、毎月保険料が振り替えられている。

また、期日は不明であるが、国民年金保険料を金融機関で一括して納付したことも記憶している。

いずれの方法にせよ、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳等を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和48年1月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年1月13日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は、6か月と短期間である上、昭和49年9月から平成11年1月までの国民年金保険料は、申立期間を除き、夫婦共に完納しているなど、夫婦の保険料納付を担っていたとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間直前の期間である平成4年度の国民年金保険料は前納しており、また、申立期間直後の期間である平成5年10月から6年3月までの保険料は、納付期日は不明であるものの、過

年度納付していることが確認できることを踏まえると、前納制度を利用し、また、過年度納付により未納期間の解消も図っていた国民年金に対する意識の高い申立人が、納付可能な短期間である申立期間の保険料のみ納付せず放置したとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間当時の銀行取引明細を提出し、当初、申立期間の国民年金保険料については口座振替を主張していたが、当該明細書の振替日と申立人の妻のオンライン記録上の納付日が一致することから、申立人の妻の保険料が申立人名義の口座から振り替えられていたものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年12月まで

時期ははっきりと覚えていないが、母親に国民年金の加入を勧められ、自身でA市役所に出向き、加入手続を行った。

その際、過去の未納保険料を納付するように言われたが、一度に納付できないので、何回かに分割して納付書を作成してもらい、後日、その納付書により、ボーナスが支給された時などに、何回かに分けて銀行で納付したと思うが、はっきりとした回数及び時期は覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和51年3月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、55年8月11日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、53年4月から54年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は、29歳であり、60歳到達まで国民年金保険料を未納無く納付することで、年金受給権を十分に確保できる状況にあったところ、オンライン記録を見ると、申立期間後の昭和54年4月から55年3月までの保険料について過年度納付しており、年金受給額を増やすために過年度納付した可能性が高い。

この点について、A市では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出当時、被保険者が国民年金の加入手続を行った際、年金受給額を増やすために過去の未納保険料を納付する場合、時効の到来していない2年分の未納保険料に係る納

付書を発行することが通例であり、申立人に対しても、昭和53年4月から54年3月までの過年度保険料の納付書が発行された可能性が高い。

さらに、特殊台帳を見ると、昭和54年度摘要欄に「55 催」の押印があり、同年度の国民年金保険料を昭和55年12月に過年度納付していることが確認できる。

加えて、還付整理簿を見ると、現金誤納による重複納付のため、昭和56年12月26日に還付決定が行われ、57年2月24日に3万1,410円が還付金として支払われていることが確認できる。

これらの点について、日本年金機構では、i) 申立人は、昭和54年度の国民年金保険料を2回過年度納付したために、重複納付された1年分の保険料を還付する際、時効の到来していない昭和54年1月から同年3月までの期間に保険料を充当し、残額を還付したものと推認できる、ii) 社会保険事務所(当時)では、前年の未納期間の保険料の督促を行い、過年度納付書を発行するのが通例であり、特殊台帳に昭和54年度の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、当該期間の過年度保険料の納付書が56年度に再び発行されたと考えるのは不自然である旨、説明している。

これらのことを踏まえると、申立人は、当時、申立人の夫が勤務していた事業所では、毎年12月にボーナスが支給され、その際に、まとまった買物及び支払をした記憶があるともしているところ、昭和56年12月に、54年4月から55年3月までの過年度保険料を一括して納付した記録が確認できることから、申立人の説明には信ぴょう性があり、その前年の同年12月に一括して過年度納付した保険料は、53年4月から54年3月までの過年度保険料であった可能性が否定できない。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年8月11日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、51年3月から53年3月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和51年3月から53年3月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から申立期間のうち、昭和51年3月から53年3月までの国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年1月21日、資格喪失日が20年8月3日とされ、当該期間のうち、19年1月10日から20年7月31日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年8月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、19年1月から同年8月までは26万円、同年9月から20年7月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月10日から20年8月3日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が関連会社であるB社での加入期間になっていることが分かった。そこで、記録の訂正を求めて訂正届を提出したが、時効経過のため保険給付に反映されないとの説明を受けた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の出勤簿及び賃金台帳から、申立人は申立期間も継続して同社に勤務し(平成20年8月3日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳で確認できる保険料控除額から、平成19年1月から同年8月までは26万円、同年9月から20年7月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年1月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 11362

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の一部を含む給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の昭和56年3月分の給与明細書により、申立人が標準報酬月額41万円に基づく保険料を控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和55年10月から56年2月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間については、申立人は給与明細書を所持していないものの、前後の期間の給与明細書及び前述の同年3月分の給与明細書を見ると、報酬月額は同額（40万円）で、これに見合う標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間についても、同額の報酬月額が支給され、これに見合う標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額は、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 18 日から 36 年 4 月 5 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所であるB社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年2か月後の昭和43年6月10日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和41年4月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から35年10月30日まで  
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年2か月後の昭和36年12月25日に支給決定されたこととなっている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員3人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 4 日から 35 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 2 月 8 日から同年 12 月 30 日まで

脱退手当金の確認はがきにより、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有るC社における2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人が、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号\*番から\*番（申立人は\*番）までの被保険者442人のうち、申立人と同時期（おおむね前後2年）に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした女性は10人確認でき、そのうち5人に脱退手当金の支給記録が確認できるところ、申立人のみが、被保険者資格の喪失後6か月以内に支給決定されているものの、ほかの4人はいずれも被保険者資格の喪失後1年以上経過後に支給決定されている。また、当該被保険者名簿で、申立人と同時期に被保険者資格を喪失したことが確認できる複数の元従業員が、「B社は、退職者に脱退手当金の説明を行っていなかった。」旨陳述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 1 日から 40 年 2 月 25 日まで  
年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、脱退手当金裁定請求書に記載された筆跡は私のものではなく、また、当時、委任状を書いた記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、A社における当時の事業主の親族を代理人とする委任状が添付されているところ、当該代理人からは、「申立人のことは承知しておらず、代理請求を行ったような記憶もない。」旨の陳述が得られたほか、申立期間の脱退手当金は、同社で厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約1年5か月後の昭和41年7月28日に支給決定されていることなどから、当該代理人が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、管轄社会保険事務所(当時)における当該脱退手当金裁定請求書の受付日は、申立人がA社において被保険者資格を喪失してから約1年4か月後の昭和41年6月6日と押印されているところ、その受付日は、申立人が同社の後に勤務していたB社での被保険者期間中であることから、申立人が脱退手当金を請求する動機が判然としない。

さらに、申立人は、当該脱退手当金裁定請求書が提出された約1年前に婚姻し改姓していたにもかかわらず、記載された氏名の名字は旧姓のままであり、本来の表記とも異なっているほか、生年月日も相違しているなど、不自然な点も認められる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年12月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年12月から6年9月までは41万円、同年10月から7年9月までは44万円、同年10月から8年9月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月1日から8年10月1日まで  
② 平成8年10月1日から10年1月21日まで

ねんきん定期便で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与額と大幅に相違していた。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与額に応じた金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年9月までは41万円、同年10月から7年9月までは44万円、同年10月から8年9月までは47万円（平成7年10月1日の定時決定による。）と記録されていたところ、7年11月29日付けで、5年12月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社において、他の取締役二人についても、申立人と同様に、平成7年11月29日付けで遡及して標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

さらに、日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、A社に係る滞納処分票については、申立期間当時のものは残存していないとしているものの、事業主は、「前事業主（平成8年死亡）から、『かなり前から長期にわたって保険料の滞納を重ねていた。』と聞いている。」と陳述していることから、申立

期間当時、同社では厚生年金保険料等の滞納があったと考えられる。

加えて、商業登記の記録から、申立人は、遡及訂正当時にA社の取締役であったことが確認できるものの、事業主は、「申立人はD職であり、当社の業績がよくないことは承知していたと思う。また、遡及減額訂正及び定時決定の減額についても説明したはずである。しかし、総務及び社会保険事務には関与していなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年11月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、申立人について5年12月1日に遡って標準報酬月額の変額処理を行う合理的な理由は見当たらない。したがって、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年12月から6年9月までは41万円、同年10月から7年9月までは44万円、同年10月から8年9月までは47万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成8年10月1日)において、9万8,000円と記録されているが、当該処理について、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、その後の定時決定についても同様であり、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人に係る雇用保険の受給記録から、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額の給与が支給されていたことがうかがえるものの、申立人は、申立期間に係る給与支払明細書及び源泉徴収票等を保管していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和44年9月及び同年10月は3万9,000円、46年1月及び同年9月は5万2,000円、同年12月は5万6,000円、47年1月から同年5月までの期間は6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月3日から49年7月1日まで

私は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、日本年金機構から送られてきた申立期間の標準報酬月額の記録は、実際の報酬月額よりも低くなっており納得がいかない。申立期間当時の給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を実際の報酬月額に見合うように訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和44年9月、同年10月、46年1月、同年9月、同年12月及び47年1月に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、44年9月、同年10月、46年1月、同年9月、同年12月及び47年1月の各月は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

また、給与明細書が無い昭和47年2月から同年5月までの各月については、その前後の期間に係る給与明細書並びにA社の陳述から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和 44 年 9 月及び同年 10 月は 3 万 9,000 円、46 年 1 月及び同年 9 月は 5 万 2,000 円、同年 12 月は 5 万 6,000 円、47 年 1 月から同年 5 月までは 6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 8 月までの期間、同年 11 月から 45 年 12 月までの期間、46 年 2 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月、同年 11 月及び 47 年 6 月から 49 年 6 月までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額以上であることが確認できるものの、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致、又は下回っており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年4月1日から8年6月16日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、28万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から8年6月16日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額より低く届出が行われていることが分かった。申立期間のうち、平成6年6月から7年3月までの給与月額が30万円ぐらいであり、同年4月から8年5月までは27万円ぐらいであったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年4月1日から8年6月16日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、28万円と記録されているところ、同年6月16日の資格喪失後の同年8月12日付けで、7年4月1日に遡って24万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社は、事業主以下3人の事業所であったところ、オンライン記録によると、申立期間当時の事業主及び唯一の同僚についても、申立人と同日の平成8年8月12日付けで、7年4月から8年5月までの期間の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できることから、申立人は、「平成7年頃から会社の業績が悪くなった。」と陳述している。

さらに、申立人は、「A社での仕事は、B業務であった。社会保険関係の事務は事業主が一人で行っていた。」と陳述しており、商業登記簿の記録からも、申立人が、A社の役員ではなかったことが確認できることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成8年8月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を7年4月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年6月1日から7年4月1日までの期間については、オンライン記録において、標準報酬月額が遡って訂正された事跡は見当たらない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明のため、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、申立人と同時期に入社し、職種と給与額が同じであったとする上述の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額であることがオンライン記録により確認できる上、同僚は、所在不明のため、申立人の当該期間に係る保険料控除の状況について陳述を得ることができない。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年6月1日から7年4月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、平成13年11月は47万円、同年12月から15年3月までは30万円、同年4月から同年10月までは34万円、同年11月から16年4月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成13年11月から16年4月までの標準報酬月額が実際の支給額と比べて大幅に相違していることが分かった。申立期間の給与支払明細書を提出するので、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成13年11月及び同年12月、14年2月から同年9月までの期間並びに同年11月から15年12月までの期間の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成 13 年 11 月は 47 万円、同年 12 月、14 年 2 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から 15 年 3 月までの期間は 30 万円、同年 4 月から同年 10 月までの期間は 34 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 30 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 14 年 1 月、同年 10 月及び 16 年 1 月から同年 4 月までの期間については、保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料は無いものの、14 年 1 月及び同年 10 月は、それぞれの前後の月において、30 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていること、16 年 1 月から同年 4 月までの期間は、申立人の同僚 3 人が保管する給与支払明細書によると、いずれも 15 年 11 月から 16 年 4 月までの保険料控除額に変動はなく、申立人についても、当該期間の保険料控除額に変動はなかったものと考えられることなどを踏まえて総合的に判断すると、14 年 1 月、同年 10 月及び 16 年 1 月から同年 4 月までの期間は、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料が給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、申立人の給与収入を証明する書類等から推認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和27年4月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の「社員調書」、同社の陳述及び申立人の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和36年11月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年6月及び同年8月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年9月1日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低額になっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年6月及び同年8月については、A社提出の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認資料が残っていないとしているものの、平成15年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する際に事務過誤があった旨を回答している上、B健康保険組合における申立期間の標準報酬月額が社会保険事務所（当時）の記録と一致しており、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、これ

らの記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年9月から16年5月までの期間及び同年7月については、上記賃金台帳により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、記録訂正は行わない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 25 日から 38 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 4 月 4 日から 39 年 1 月 21 日まで  
③ 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私がA社、B社及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるD社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が脱退手当金を請求するに当たり、申立期間よりも長期間の当該被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給資格を満たして資格を喪失した7人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人のほかに受給者は1人のみであり、当該者は資格喪失日から約27か月後に脱退手当金が支給決定されていることが確認できることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていた可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年4月1日から16年9月16日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、14年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月から同年12月までは34万円、15年1月は32万円、同年2月から同年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは28万円、16年1月から同年6月までは34万円、同年7月及び同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、申立人の標準賞与額に係る記録については、平成15年7月8日は41万5,000円、同年12月22日は30万円、16年7月9日は34万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から16年9月16日まで  
② 平成15年7月8日  
③ 平成15年12月22日  
④ 平成16年7月9日

年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、一部期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている（申立期間①）。

また、A社での賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い（申立期間②、③及び④）。

申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額（給与支給明細書が無い期間について、前後の期間に係る給与支給明細書の報酬月額及び保険料控除額並びに申立人と同職種かつ同日にA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚の賃金台帳から確認できる報酬月額及び保険料控除額から推認できる報酬月額及び保険料控除額を含む。）から、平成14年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月から同年12月までは34万円、15年1月は32万円、同年2月から同年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは28万円、16年1月から同年6月までは34万円、同年7月及び同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③及び④について、申立人提出の賞与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立人は、当該期間に支給された賞与において、平成15年7月8日は41万5,000円、同年12月22日は30万円、16年7月9日は34万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月8日、同年12月22日及び16年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から 37 年 11 月 6 日まで  
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、A 社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 39 年 3 月 11 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（単票）、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人氏名はいずれも旧姓であり、申立期間に係る脱退手当金は申立人の旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 37 年 12 月 \* 日に婚姻し、改姓しており、脱退手当金の支給決定日は婚姻から約 1 年 4 か月後であることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所の記録では、昭和38年3月31日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、私は当該期間もA社に継続して勤務しており、同年4月1日付けで同社B営業所から同社本社に異動しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の失業保険被保険者離職票及びA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日にA社B営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 12 日から 38 年 3 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきを送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4年5か月後の昭和42年7月24日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は申立人の旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年9月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日より前の被保険者期間は、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていたにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が、2回の被保険者期間のうち、A社を退職直後に勤務した当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から同年11月まで

国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間の納付記録が確認できないとの回答を受けた。私は、これまで支払うべきものは全て支払ってきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿は、平成12年1月13日に作成されていることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推定される上、オンライン記録によると、申立人は、11年4月から12年2月までの国民年金保険料を上記作成日の直後である同年1月31日に、現年度納付していることが確認できる。

この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間を含む平成11年3月以前の国民年金保険料は、社会保険事務所(当時)の納付書により納付しなければならない過年度保険料となる上、オンライン記録では、申立期間直後の10年12月から11年3月までの保険料が13年1月31日に過年度納付されていることが確認できるが、当該過年度納付の時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立人は、「申立期間当時の保険料納付は妻に任せていたと思うが、はっきりとした記憶はない。」旨陳述している上、オンライン記録を見ると、申立人の妻も申立期間に係る国民年金保険料は未納である。

さらに、オンライン記録により、別の読み方による各種の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年3月まで

私は、会社を退職後の昭和45年10月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

その後は、厚生年金保険の無い事業所に勤務していたので、blankができないように継続して国民年金保険料を納付してきたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、継続して国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期等をみると、申立人の国民年金手帳記号番号はB市において払い出されている上、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が同市へ転居した直後の昭和50年4月頃に加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間については、加入手続前の期間であり、保険料を遡って納付することとなるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人及びその元妻は、申立期間である転居前の国民年金保険料の納付に関して記憶は定かではなく、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の母親も既に亡くなっていることから、当時の納付状況については不明である。

さらに、申立期間は4年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、連続して事務的過誤が繰り返されたとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納

付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地（A市及びC市）における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から57年11月まで

私は、結婚後、元夫の友人から、会社を退職後はすぐに国民年金に加入するという話を聞いていたので、出産のため会社に退職届を提出した昭和51年11月5日のすぐ後に、自身でA市役所へ行き、夫婦の国民年金の加入手続を行った。

国民年金に加入後は、送付されてくる納付書で、私が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

また、私の国民年金は、昭和57年12月に加入したとされているが、私は、56年4月にB市に転居しており、異動届のほかには何の手続の必要もない57年12月に年金の手続だけを行う理由はなく、年金手帳を見ると、「初めて被保険者となった日」は51年11月6日となっている。

## 第3 委員会の判断の理由

会社を退職後における国民年金の強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得することとなるが、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月前は、国民年金と厚生年金保険は、それぞれ別の制度として運営されていたことから、市区町村の国民年金担当窓口で加入手続を行った際、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が書面等で確認できない場合には、基本的に被保険者が申告する会社退職日の翌日を強制加入被保険者の資格取得日とする取扱いであったとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、転居後のB市において申立人の元夫と連番で払い出されて

いることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、その前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和57年12月頃に申立人の元夫と一緒に加入手続が行われたものと推定され、当時、申立人しか知り得ない退職届を提出したとする日の翌日である51年11月6日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿により確認できる（なお、当該資格取得日は、平成22年11月になって申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が判明し、昭和52年1月1日として記録が訂正されており、申立期間のうち、51年11月及び同年12月は、現在では厚生年金保険の加入期間である。）。この場合、当該加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、大部分の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間については、加入手続前の期間であり、保険料を遡って納付することとなるが、申立人は、国民年金に加入後は、送付されてくる納付書で毎月夫婦の保険料を納付してきたので、遡って保険料を納付したことはないと陳述している。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を申立人の元夫の分と一緒に毎月納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地（A市）における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人及びその元夫に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、B市発行の年金手帳を所持しているが、当該年金手帳以外に年金手帳を受け取った記憶はないと陳述している。

さらに、申立人が一緒に納付していたとする申立人の元夫における申立期間の国民年金保険料も同様に未納である上、申立期間は6年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、しかも複数の行政機関において、毎月納付していたとする申立人及びその元夫の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から同年12月までの期間及び平成4年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月から同年 12 月まで  
② 平成 4 年 1 月から同年 6 月まで

私は、昭和 61 年当初に国外へ行くことになったので、それまで勤務していたA社を退職するとともに、市役所で事前に1年分の国民年金保険料額を確認した上で、父に保険料と国民年金の書類を預けて出発した。父は、何事にもきっちりした性格であったので、私の加入手続と一緒に申立期間①の保険料を納付してくれていたと信じており、未納とされていることは納得できない。

また、父の年金に対する強い主張もあり、私は、国民年金保険料の納付が厳しい時期も納付を中断することなく、20歳から現在まで、納付書が届いた時は、必ず納付してきたのに申立期間②も未納とされているので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄を見ると、申立人がA社に就職し昭和57年4月1日に国民年金被保険者の資格を喪失したことが記載されているが、その後の同資格については、61年2月1日に再取得後、62年1月1日に喪失し、B社を退職した翌日の平成4年1月1日に再取得したことが同一の筆跡でまとめて記載されており、それぞれの資格取得日欄に届出年月日として平成6年8月9日のゴム印が確認できることから、これらの資格取得日及び資格喪失日は、当該届出時において遡って記載されたものと推認される上、その時期は、申立人のオンライン記録による当該資格記録の追加入力時期とも合致している。この場合、当該届出が行われるまで、申立期間①及

び②は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、申立人に対して国民年金保険料の納付書が送付されることは考え難い。

また、申立人の当該届出が行われた平成6年8月時点において、申立期間①及び②は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人のオンライン記録を見ると、同年8月29日に、時効成立前の納付が可能な申立期間②直後の4年7月及び同年8月の保険料を過年度納付して以降、6年3月までの保険料を順次過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の父親又は申立人が、申立内容のとおり、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の加入手続及び納付状況は不明であるとともに、申立人は、申立期間①直後のC社に就職した際の国民年金に関する喪失手続についてよく覚えていないとし、申立人が申立期間②直前まで勤務していたB社を退職後においては、派遣会社に登録しており、研修期間中であったことから、直ちに加入手続を行った記憶はないと陳述している。

このほか、申立人の父親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで

私の母親は、何事にもきっちりした性格であり、その母親から、生前、私の国民年金は昭和58年3月頃にA市役所で加入し、結婚してしばらくたった頃まで、姉の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していると何度も聞かされていた。

申立期間は、姉が納付済みであり、私だけ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人及びその姉に係る国民年金の加入時期等を調査すると、それぞれの国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、申立人の姉は、昭和56年7月頃に加入手続が行われたものと推定される上、同年7月から結婚した63年3月まで国民年金保険料を現年度納付していることが姉のオンライン記録等により確認でき、申立期間における保険料は納付済みである。一方、申立人については、61年3月頃に加入手続が行われたものと推定され、資格取得の要件を満たした58年3月4日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録及びA市における国民年金被保険者検認台帳により確認できる上、その記録は、申立人の年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、申立期間は、61年3月を除き加入手続前の期間であり、保険料を申立人の姉の分と一緒に現年度納付することができないものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については、遡って納付することとなるが、申立人は、国民年金の加入手続及び当時における保険料納付に直接関与しておらず、申立人及びその姉の保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立期間及び加入当時における具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を申立人の姉と一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も現在所持する年金手帳以外に申立人の母親から年金手帳を受け取った記憶はないと陳述している。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人に係るA市の国民年金被保険者検認台帳は、昭和61年4月15日に作成されており、同年4月から国民年金保険料を毎月納付していることが申立人のオンライン記録により確認できることを踏まえると、申立人の母親が申立人及びその姉の保険料を一緒に納付していたのは、申立期間直後からであるとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年5月までの期間、同年7月、同年12月から52年3月までの期間、59年7月から同年9月までの期間、60年1月から同年12月までの期間及び61年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年5月まで  
② 昭和43年7月  
③ 昭和43年12月から52年3月まで  
④ 昭和59年7月から同年9月まで  
⑤ 昭和60年1月から同年12月まで  
⑥ 昭和61年10月から同年12月まで

私は、国民年金に加入した当時の具体的な記憶は定かではないが、それまで勤務していた会社を退職した昭和42年4月頃、義母がA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれたように思う。

加入後は、義母が自宅に来る集金人に、夫の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間の中には、夫が納付済みであるのに、私は未納とされている期間もあり、納得できない。

申立期間がそれぞれ未納期間とされているのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和42年4月頃、申立人の義母が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、以後は、申立人の義母が、申立人の夫の分と合わせて、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を、自宅に来る集金人に納付していたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月10日に払い出されていることが確認できる

ことから、この頃に、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立内容と符合しない。

申立期間①、②及び③のうちの昭和 49 年 12 月以前の国民年金保険料については、上記加入手続時点において、制度上、時効により納付できない。

申立期間③のうちの昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月までの期間について、上記加入手続時点において、集金人に納付することのできない過年度保険料となることから、別途、社会保険事務所(当時)が発行する過年度納付書により、遡って納付する必要があるが、申立人は、その義母が集金人に現年度納付していたから、遡って納付することはなかったと陳述している。

また、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、申立期間④及び⑤について、当該期間の国民年金保険料は夫婦共に未納となっており、昭和 58 年度に夫婦共に未納催告を受けている。申立期間⑥について、申立人は未納、その夫は納付済みとなっている一方、昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの期間、59 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人は納付済みとなっているものの申立人の夫は未納となっている。以上のことから、加入後、申立人の義母が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の義母も既に死亡していることから、具体的な納付状況は不明であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、6つの期間で延べ 11 年以上に及んでおり、これほど複数回で長期間にわたり、同一市の同一区及び同一の社会保険事務所において、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

このほか、申立人が、申立てのとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人の当時の住所地に係る昭和 35 年 4 月以降の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認し確認したが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの期間、44年4月から47年12月までの期間、56年10月から同年12月までの期間及び59年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年10月まで  
② 昭和44年4月から47年12月まで  
③ 昭和56年10月から同年12月まで  
④ 昭和59年7月から61年3月まで

私は、国民年金に加入した当時の具体的な記憶は定かではないが、私が21歳になった昭和36年頃、母が、A市役所で国民年金の加入手続きを行ってくれたように思う。加入後は、母が、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していたと思う。

私が昭和41年11月に結婚して以降も、家庭の金銭関係は母に任せていたので、母が私たち夫婦の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付してくれていたと思う。

申立期間の国民年金保険料は母が納付しているのに、未納期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母親が、昭和36年頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は申立人の母親が自宅に来る集金人に納付していたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年10月1日に払い出されていることが確認できることから、この頃に、申立人の国民年金の加入手続きが行われたものと推定され、申立内容と符合しない。

申立期間①の国民年金保険料について、当該加入手続時点において、集金人に納付することのできない過年度保険料となることから、別途、社会保険事務所(当時)が発行する過年度納付書により、遡って納付する必要があるが、申立人は、その母親が集金人に現年度納付していたから、遡って納付することはなかったと陳述している。

申立期間②、③及び④について、申立人は、昭和41年11月に結婚した後の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に、申立人の母親が集金人に納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、申立期間②は、夫婦共に未納期間となっているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は結婚して11年後の昭和52年12月に払い出されており、当該期間の申立人の妻の国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年12月以降について、夫婦に係る特殊台帳を見ると、申立期間③及び④のうち、59年10月から同年12月までの期間の夫婦の納付状況は異なっており、申立期間④のうち、同年7月から同年9月までの期間を含むその前後の複数期間の国民年金保険料が夫婦共に未納となっており、昭和58年度に夫婦共に未納催告を受けている。

以上のことから、結婚後の申立期間②、③及び④に係る申立人及びその妻の保険料の納付状況は、申立人の母親が申立人夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立人は自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親も既に死亡していることから、具体的な納付状況は不明であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、4つの期間で延べ8年以上に及んでおり、これほど複数回で長期間にわたり、同一市の同一区及び同一の社会保険事務所において、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が、申立てのとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人の当時の住所地に係る昭和35年4月以降の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認し確認したが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年6月まで

私は、国民年金に加入するように母に勧められていたが、学生であったことから、すぐに国民年金保険料を納付できなかった。そこで、私の国民年金のことを気にしていた母が、私の代わりにA市役所で加入手続と保険料の納付を行った。

加入手続時期、未納通知が届いた時期・回数及び国民年金保険料の納付金額は、私も母もよく覚えていないが、母は「未納になっている。」というお知らせが届いたので役所に行き、何度も役所に足を運ぶのが面倒と思い、半年以上の期間の保険料をまとめて納付し、職員から「これで未納はありません。」と言われたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続時期について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、平成3年7月から同年9月頃までに行つたものと推定され、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能であるが、現年度保険料を収納していたA市の申立人に係る国民年金被保険者検認台帳（旧台帳）を見ると、現年度保険料の納付の記録は無い。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、時期は不明であるが、申立期間直後の平成4年7月から申立人が厚生年金保険に加入する前月の5年3月までの国民年金保険料が、過年度納付されていることが確認できる。このことについて、日本年金機構では、申立期間の国民年金保険料は当該過年度納付が行われた時点において、制度上、時効の成立により納付することができなかつた可能性を否定できないと回答している。

また、国民年金保険料の納付を担っていた申立人の母親に当時の事情を聴取したところ、「未納期間の数ヶ月分の保険料を数万円、まとめて納付した。」と陳述したが、その後、「期間は覚えていない。」、「未納通知が届いたのは、1回だったか、数回あったのか、妹にも届いていたからよく覚えていない。」と陳述するなど、その納付時期及び納付期間の記憶は明確ではない。

さらに、上記のことから、前述した平成4年7月から5年3月までの合計の過年度保険料額は8万7,300円であり、申立人の母親がまとめて納付したとする国民年金保険料は、申立期間直後の期間の過年度保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月、同年10月から9年4月までの期間、13年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月  
② 平成8年10月から9年4月まで  
③ 平成13年4月及び同年5月

私は、平成8年に国民年金に加入した後は、国民年金保険料を月ごと定期的に納付していたが、保険料を納付できなかった申立期間②の保険料については、就職して間もない9年5月又は同年6月に、当時住んでいたA市の銀行で、預金を下ろして遡って一括納付した。保険料額は当時の給料の半分以上の10万円ほどで、保険料を納付することは私にとって大きな負担であったが、長い間保険料を滞納し、督促されていたことが重く気にかかっていたので、一括納付した時に重荷を降ろしたような気持ちになったことを覚えている。

また、申立期間①及び③については、国民年金保険料納付の明確な記憶はないが、これらの期間については督促を受けた記憶がないので、遅れずに納付しているはずであるが、申立期間①については、申立期間②の保険料と一緒に遡って納付したかもしれない。

国民年金加入期間中は、国民年金保険料を未納のままにすることは決してなかったもので、それぞれの申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間①を含めてかもしれないが、平成9年5月又は同年6月に国民年金保険料を銀行で遡って一括納付し、保険料を遡って一括納付したのはこの時のみであると主張しているが、オンライン記録

によると、12年5月から同年7月までの期間及び同年11月から13年3月までの期間の保険料を同年12月28日に遡って10万6,400円を一括納付していることが確認でき、申立人の申立期間についての記憶は、当該期間の保険料納付の記憶と混同している可能性は否定できない上、申立期間①及び②についても保険料を遡って一括納付したとすれば、一括納付を2回行ったことになり、申立人の主張には不自然な点がみられる。

また、申立人は、申立期間①及び③については、国民年金保険料の納付時期及び納付金額等について具体的な記憶を有しておらず、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②の一部及び③は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年3月まで

私は、申立期間当時、親の商売を一緒に手伝っており、毎月給料をもらっていた。その当時、母親から、「国民年金に加入しておかないと将来困ることになる。」という話をよく聞いていたし、母親自身は国民年金保険料をずっと納めていたので、私の保険料も給料から天引きして一緒に納めてくれたはずだ。調査の上、保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号（以下「番号A」という。）は、昭和43年12月に払い出され、C市の国民年金被保険者名簿によると、番号Aは、当時国民年金の未加入者に対して取られた適用特別対策により、職権適用された手帳記号番号である旨記録されていることが確認できることから、これ以降、申立人は番号Aにより国民年金の被保険者として取り扱われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により、国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人には、昭和41年6月においても、上記番号Aとは別の国民年金手帳記号番号（以下「番号B」という。）が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、C市の国民年金被保険者名簿によると、この番号Bも番号Aと同様に職権適用された手帳記号番号である旨記録されていることが確認できるが、番号Bは、強制加入による資格取得日（昭和40年4月20日）と同日付けで資格を喪失された旨記載があり、上記被保険者名簿の納付記録欄において申立期間は未納であることから、払出し当時、申立人が学生であったため、申立人の番号Bに係る資格の取得を取り消したと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付時期、納付方法及び納付額等の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から59年3月まで

私が専門学校で学生だった頃、父の強い勧めもあり昭和55年7月30日に、A市役所又は同市役所B支所で国民年金の加入手続をした。当時、国民年金保険料を納めていないと将来年金をもらえないと思ったことを覚えている。学校卒業後の57年4月から個人経営の事業所に勤務していたとき、及び61年12月に友人と共同で事業を始めたときも、引き続き国民年金に加入したまま、平成2年6月にC社に勤務するまで、ずっと国民年金保険料を納めていた。

国民年金の加入手続を行ったのが、昭和55年7月30日ということで明確に記憶に残っていることと、当時、加入していない友人がいれば意見していたことを覚えているので、私が同年7月30日から加入して国民年金保険料を納付していたのは間違いなく、加入当初である申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年7月30日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、60年4月22日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは一致しない上、上記加入手続時点において、57年12月以前については、制度上、時効により納付できない期間となる。

また、この時点において、申立期間のうち、昭和58年1月以降の期間に係る国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は過去の未納期間を遡及して一括納付した記憶はないとしている。

さらに、昭和 55 年 7 月 30 日に加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付をめぐる記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年12月まで

昭和46年3月頃に、両親のどちらかが国民年金の加入手続を行い、その後、私が49年12月に結婚して家を出るまで、私の国民年金保険料は母が納付していたはずである。

私の国民年金保険料の納付を任せていた母及び父は高齢のため、当時の状況を詳しく確認できないが、両親から私の年金を納めていると聞いていたので、申立期間当時、納付していたことは間違いない。

私の旧姓が、「A」と読みにくいため、間違って記録されているのではないかと思う。私の納付記録を探して、納付の事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された第3号被保険者資格の取得に係る処理が、61年5月になされていることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行い、同年4月1日に第3号被保険者資格を取得したと推認でき、申立内容とは一致しない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の両親は高齢のため事情を

聞くことができないため、申立期間に係る保険料納付の詳細は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

私は、昭和50年3月に短大を卒業し、家事を手伝っていたが、52年の春頃になってA市役所の年金担当者が自宅に来て、「今なら2年間支払えば間に合うので、国民年金の保険料を支払うように。」と説明されたので、後日、郵便貯金を取り崩して国民年金保険料を準備した。しかし、金額については覚えていない。

そのお金を持って、昭和52年7月下旬から同年8月初旬頃までに、市役所の年金担当の窓口で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を2年分遡って納付した。

申立期間が未納とされていることは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和50年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、52年9月20日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行ったA市役所の窓口で納付したはずであるとしているものの、申立期間当時、過年度保険料については、社会保険事務所（当時）が発行する納付書により、金融機関又は社会保険事務所で納付することとされており、A市役所窓口での収納は行われないことが通例であり、申立人の陳述は、制度状況と符合しない。

また、特殊台帳の年金手帳交付年月日欄を見ると、昭和52年9月10日とな

っており、実際に加入手続きが行われたのは同日であると考えられるところ、オンライン記録を見ると、同年4月以降の国民年金保険料が納付済みとなっていることからみて、申立人が、遡って納付したとしているのは、同年4月から同年9月までの保険料納付の記憶である可能性も否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、遡って納付したと主張するのみで、具体的な納付方法及び納付金額等に係る記憶は曖昧であり、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年6月まで

国民年金の加入については、それまでの複数回の未加入期間については、すぐに次の会社に勤める予定であったために手続しなかったが、平成11年4月に退職した後、加入勧奨の通知が頻繁に届いたので、元妻が、A市役所に出向き、国民健康保険と一緒に手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料についても、全て元妻に任せていたのではっきりとしたことは分からないが、元妻が、市役所で保険料を納付したと思う。

保険料額及び具体的な国民年金保険料の納付方法などについては分からないが、元妻は、保険料を2か月ないし3か月に1回ぐらいの頻度でまとめて納付しているはずであり、一度、保険料を封筒に入れているところを見た覚えがある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の元妻が納付してくれていたはずであるとしている。

しかし、夫婦は平成9年3月\*日に結婚し、10年5月\*日に離婚していることが戸籍により確認でき、申立人は、離婚後しばらくの間は申立人の元妻と同居していたとしているものの、離婚後の同居期間等に係る陳述内容は曖昧である。

また、A市保存の平成11年度国民年金保険料収滞納一覧表を見ても、申立人の国民年金保険料の納付の事跡は確認できない。

さらに、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期

間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の保険料の記録管理が適正に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の元妻が納付したはずであると主張するのみで、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、また、申立人の元妻からの陳述を得ることもできず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 11 月 2 日から 37 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 39 年 1 月 6 日から 40 年 9 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶もなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の氏名は、B社を退職した約3か月後の昭和40年12月9日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が41年1月25日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和40年11月28日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 7 月 5 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和36年11月20日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む健康保険整理番号\*番から\*番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員5人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員が受給しており、そのうち3人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和36年10月2日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月1日から29年2月25日まで  
② 昭和31年1月1日から35年4月12日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金を請求したこと、及び受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年7月14日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、全ての女性従業員24人のうち、受給要件を満たし資格を喪失した12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給している者は申立人を含め9人みられ、そのうち8人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、上記被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ

ないほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 15 日から 31 年 6 月 29 日まで  
② 昭和 31 年 7 月 12 日から 34 年 8 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に確認したところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかしながら、私は脱退手当金を請求していないし、受給した覚えはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日である昭和35年1月21日付けのスタンプ印が確認できるほか、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人の記載されたページを含む前後3ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した7人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む7人全員が脱退手当金を受給している上、いずれも資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから判断すると、当該事業所では、事業主による代理請求が行われていた可能性を否定できない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被

保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは見られない。

加えて、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りはなく一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 1 日から同年 8 月 7 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 22 日から 41 年 3 月 25 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかしながら、私は脱退手当金を請求していないし、受給した覚えはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年7月21日に支給決定されていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 2 日から 36 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 2 月 16 日から同年 7 月 12 日まで  
③ 昭和 37 年 9 月 2 日から 38 年 3 月 2 日まで  
④ 昭和 38 年 3 月 10 日から同年 10 月 16 日まで  
⑤ 昭和 39 年 4 月 29 日から 40 年 6 月 20 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、私は、脱退手当金を請求していないし、受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶もないと申し立てている。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号をみると、申立期間である 5 回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっていることから判断すると、申立期間に係る脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

また、A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 4 日から 38 年 4 月 6 日まで

日本年金機構からの「脱退手当金に関するお知らせ」により、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっているとの通知を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年7月26日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む前後計142人のうち、申立人と同時期（おおむね2年以内）に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性従業員（申立人を除く。）25人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は14人みられ、そのうち12人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、12人のうちの1人は、「会社から脱退手当金を代理請求する旨の説明があり、会社で受け取った。」と陳述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給が行われたことを示す「脱」の表示があるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶がないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月18日から33年7月21日まで  
年金事務所に照会したところ、A社に係る厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっているとの回答を受けた。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和33年9月19日に支給決定されていることが確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の生年月日が同年9月6日付けで訂正されている。また、申立人が、同社で被保険者資格を喪失してから脱退手当金が支給決定されるまでの期間において、厚生年金保険の被保険者となった記録が見当たらないことから、当該脱退手当金の請求に併せて生年月日変更の手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、上記の被保険者名簿から、申立人が記載されたページを含む合計10ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人と同時期（おおむね前後各2年以内）に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた16人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む13人が受給しており、13人全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同一の者も散見されることから、事業主による代理請求の可能性がうかがえる。

加えて、A社を退職後に脱退手当金の受給記録が有る元従業員が、「会社から脱退手当金の説明が有ったことは覚えておらず、自分で請求した覚えもないが、脱退手当金を郵便局又は銀行で受け取った記憶がある。」と回答していることから、事業主による代理請求の可能性がうかがえる。

また、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 16 日から同年 3 月 1 日まで  
ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間当時、会社名がA社からB社へ変更されたが、昭和 59 年 9 月から平成 7 年 5 月まで継続して同社で勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の陳述から、申立人が申立期間において、A社C支社で、引き続きB社D本社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社（E本社）は、昭和 63 年 1 月 30 日に新たにB社（D本社）を設立するとともに、本社をF県からG県へ移転しているが、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得している日と同日の同年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 3 月 1 日に同社において被保険者資格を取得している 35 人のうち、当時の事業主及び新規取得者を除く 31 人は、申立人と同様にA社での被保険者資格を同年 1 月 16 日に喪失していることがオンライン記録により確認できるところ、そのうちの 1 人から提出された給与明細書を見ると、申立期間の給与から厚生年金保険料は控除されていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月16日から36年9月30日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社に勤務していた期間のうち申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和37年1月11日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失したことが確認できる女性15人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、12人に支給記録が有り、このうち10人は資格喪失後4か月以内に支給決定されている。このことに加え、支給記録の有る元従業員の一人が、「A社の事務担当者から脱退手当金の説明を受け、手続をしてもらい、脱退手当金を受け取った。」旨陳述しているほか、同社も、「資料は残っていないが、申立期間当時、当社では、従業員に代わって脱退手当金の請求手続を行っていたと思う。」としていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年8月までの期間について、45年3月4日付けで国民年

金保険料を特例納付していることから、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 12 日から 36 年 12 月 26 日まで  
A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和37年3月23日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失したことが確認できる女性56人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、51人に支給記録が有り、このうち48人は資格喪失後6か月以内に支給決定されている。このことに加え、支給記録の有る元従業員のうち、照会に対して回答のあった11人のうち8人が、「A社の労務担当者から、脱退手当金について口頭で説明があり、退職するときは脱退するのが当たり前だと言われたので脱退手当金を受給した。」「脱退手当金は退職金と一緒に受給した。」など同社の関与をうかがわせる陳述をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 13 日まで  
② 昭和 33 年 10 月 10 日から 34 年 6 月 20 日まで  
③ 昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 9 月 10 日まで

A 社、B 社及び C 社に勤務していた期間（それぞれ申立期間①、②及び③）については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったし、請求も受給もしていない。納得がいかないなので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金の支給決定日（昭和 37 年 4 月 3 日）の約 3 か月前である昭和 36 年 12 月 22 日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）に回答したことを示す「回答済 36. 12. 22」の記載が確認できる上、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄にも、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページ（計 10 ページ）に記載されている女性のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した 22 人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、16 人に支給記録が有り、このうち 10 人は資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていることから、申立期間当時、C 社は、

退職する従業員の脱退手当金に関与していたことがうかがえ、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人は、C社退職後は再就職を考えていなかったとしており、国民年金にも昭和42年3月まで加入していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②（B社）と申立期間③（C社）の間にあるD社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているものの、当該被保険者期間は1か月と短期である上、申立人は、「D社での勤務期間は短かったので、厚生年金保険に加入していたとの認識はなかった。」と陳述していることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から31年12月18日まで  
A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄に脱退手当金が支給された旨の記載が有るほか、脱退手当金の支給決定日（昭和32年10月11日）と同じ月である昭和32年10月に、申立人の氏名の訂正が行われた旨の記載が確認できることからすると、脱退手当金の請求に併せて氏名の訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失したことが確認できる女性19人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、12人に支給記録が有り、このうち11人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立期間当時、同社B営業所は、退職する従業員の脱退手当金に関与していたことがうかがえる。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえぬ。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 17 日から 8 年 7 月 1 日まで  
ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間当時の給与額は 18 万円前後であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の給与額は 18 万円前後であったのに、年金事務所に記録されている標準報酬月額はこれより低額であると申し立てている。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、離職時の賃金日額（離職前 6 か月間における 1 日当たりの平均賃金額）が 6,305 円であることから、少なくとも申立期間のうち、平成 8 年 1 月から同年 6 月までの 6 か月間における給与額については、おおむね申立人の主張する額であったことが認められるものの、A社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、記載されている申立人の資格喪失時の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等を保管していないので、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額については確認できないが、申立人に係る当該資格喪失確認通知書の標準報酬月額から判断して、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していたと思われる。」としているところ、元従業員の一人から提出のあった申立期間の一部に係る給与支給明細書（5 か月分）を見ると、記載されている保険料控除額は、同人のオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と一致していることから、申立期間当時、同社では、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を従業員の給与から控除していたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 17 日から 46 年 2 月 15 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。脱退手当金の裁定請求書を記入した記憶はあるが、脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認できるとともに、記載されている住所は、脱退手当金の支給決定当時の申立人の住所地である上、当該脱退手当金が申立人の住所地に近い郵便局で隔地払（通知払）されていることも確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金はA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和46年6月30日に支給決定されていることが確認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員の支給状況を調査したところ、申立人を含む9人中6人に支給記録があり、6人全員が被保険者資格喪失後6か月以内に支給されており、当該被保険者名簿においては、当該6人全員について、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

このほか、申立人は、「脱退手当金を受給した記憶はない。」と陳述しており、「受給した記憶がない。」ということのほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらない上、「脱退手当金裁定請求書は

社会保険事務所（当時）で記入した記憶がある。」と陳述している。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 4 年 2 月 29 日  
② 平成 6 年 3 月 1 日から 9 年 11 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されている旨の回答を受けた。申立期間当時の給与額は、入社してから平成 2 年 7 月までの期間は 35 万円であり、それ以降退職時までの期間は 50 万円であった。申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額の記録から、申立人のA社における離職前6か月の平均給与月額は、49万8,330円であったことが確認できる。

しかし、A社は、平成 18 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「会社は既に倒産し、申立期間当時の資料も保管していないため、申立人の申立期間における標準報酬月額の届出及び保険料控除について確認できない。また、自身は、社会保険に関することに関与しておらず、何も分からない。」と陳述している。

また、申立期間当時の財務担当者は、申立人の標準報酬月額について、「申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 12 月までの標準報酬月額が 15 万円となっている理由については分からないが、当時の事務担当者が何らかの事情でそのように届出を行ったのだと思う。2年1月から3年8月までの期間については、支給額に見合った届出を行っているはずである。また、同年9月以降の期間については、会社の業績悪化に伴い、保険料額の負担を少なくするために、従業員の標準報酬月額を実際の給与支給額より低い額で届出を行っ

ていた。給与からの保険料控除は、実際の支給額ではなく、届出に見合った額を控除していた。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保管していないため、給与支給額及び保険料控除額について確認できない上、A社に係るオンライン記録から申立期間に被保険者記録のある24人に照会し、回答があった2人は、「申立期間当時の給与明細書は保管しておらず、申立人の標準報酬月額及び保険料控除については何も分からない。」と陳述しており、これらの者から申立人の申立期間における標準報酬月額の届出及び保険料控除について陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 1 日から 33 年 4 月 11 日まで  
② 昭和 33 年 6 月 16 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 34 年 2 月 25 日から 39 年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 10 月 14 日まで  
⑤ 昭和 39 年 10 月 14 日から 41 年 10 月 1 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、申立期間①、②、③、④及び⑤については、脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。しかし、脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶もないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶もないとしている。

しかしながら、申立ての最終事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月1日から24年8月15日まで  
年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における被保険者期間に係る脱退手当金について、請求した記憶はなく受給していないとしている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、支給日及び支給金額に加えて、脱退手当金の支給根拠となった該当条項名が記載されている上、支給額に計算上の誤りはないなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月21日から36年6月16日まで  
年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。  
当時は、脱退手当金についての知識などなく、申立期間に係る脱退手当金を請求及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における被保険者期間に係る脱退手当金については請求及び受給した記憶はないとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている女性被保険者47人のうち、申立人と同時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失している女性37人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は34人みられ、そのうち30人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が申立人と同一の者が16人、これ以外に支給決定日が同一となっている者が7人（3組）確認できる。そのほか、申立人と資格喪失日及び脱退手当金の支給決定日が同一である元同僚は、「当時、会社から説明を受け、脱退手当金を受け取った記憶がある。会社が手続を行い、会社から受け取ったと思う。」旨陳述していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和36年8月18日に支

給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 5 月 29 日まで  
② 昭和 35 年 7 月 1 日から 41 年 3 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る脱退手当金裁定請求書等において、申立人の記名及び押印が確認できる上、記載されている住所は申立人の申立期間当時の住所であり、支払方法は社会保険事務所における窓口払となっている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 47 年 1 月 11 日まで  
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、申立人の脱退手当金裁定請求書の住所欄には申立人の当時の住所地（B市）が記載され、申立期間に係る脱退手当金は、当該住所地に所在する銀行での隔地払（通知払）となっていることが確認できることから、申立人の脱退手当金の支払通知書は、申立人の当時の住所地宛てに送付され、申立人は当該銀行で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱 47 年 C」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 47 年 6 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人と同一時期（前後 2 年以内）に受給要件を満たして資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚二人のうち脱退手当金を受給したとする一人は、「脱退手当金の請求手続については覚えていないが、A社で脱退手当金の説明を受けたことを覚えている。」旨陳述しているところ、当該同僚の脱退手当金裁定請求書には、A社の社名及び所在地についてゴム印が押

されていることが確認でき、別の同僚の脱退手当金裁定請求書を見ても同様のゴム印が確認できることから、事業主による関与があったことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されている上、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、脱退手当金の請求を行う被保険者期間及びその事業所名を記入する欄に、未請求となっている被保険者期間及びその事業所名は記入されていないことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月頃から26年4月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間についてA社(現在は、B社)C営業所に勤務し、D業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年3月頃から26年4月1日までA社C営業所に勤務し、D業務に従事していた旨陳述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に同社における在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、申立人のことを記憶する者はおらず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、A社C営業所に係る前述の被保険者名簿から申立期間の後に同社での在籍が確認できる同僚は、「A社C営業所では、私が入社してしばらく経過した昭和28年頃にE社の下請作業として、D業務を行っていた。申立人が、A社C営業所でD業務に従事していたのであれば、申立人の同社での在籍期間は、同年前後の可能性もある。」旨陳述しており、ほかの複数の同僚も「A社C営業所がD業務を行っていたのは昭和28年頃であるので、申立人が記憶している業務内容は申立期間当時の勤務実態と符合しない。」旨陳述している。

さらに、申立人は、A社C営業所の同僚として、既に死亡した申立人の義弟の氏名を挙げているところ、同社に係る前述の被保険者名簿から、義弟は、申立期間後に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるが、同名簿から申立人の義弟より前に被保険者資格を取得したことが確認で

きる複数の同僚が、「申立人の義弟という者については、よく覚えているが、その身内だという申立人については、全く覚えがない。」旨陳述している上、申立人が同社の同僚として申立人の義弟以外に氏名を挙げた者は、同名簿に氏名が確認できない。

加えて、B社は、「申立期間当時の関係資料は廃棄済みのため、申立人の在籍等については、全て不明である。」旨回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間後の昭和 27 年 3 月 10 日から 29 年 9 月 1 日までの期間が厚生年金保険に未加入となっていることから、当該期間におけるA社C営業所の勤務の状況等について、同社に係る前述の被保険者名簿において当該期間の在籍が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人のことを記憶している者はいなかった上、同名簿には申立期間及び当該期間における健康保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 24 日から 37 年 7 月 19 日まで  
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 39 年 9 月 9 日から 46 年 10 月 21 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社、B 社及び C 社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たして資格を喪失した女性 7 人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は 5 人であり、うち申立人を含む 4 人が資格喪失後約 4 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、C 社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 47 年 2 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と当該未請求期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部請求をもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 22 日から 41 年 4 月 12 日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計 16 ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した 32 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は 23 人であり、そのうち申立人を含む 18 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 7 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 21 日から 32 年 11 月 21 日まで  
② 昭和 33 年 5 月 23 日から 34 年 7 月 2 日まで

年金事務所の記録では、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和34年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給できなかったことから、B社を退職後、昭和42年10月21日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 3 日から同年 8 月 3 日まで  
② 昭和 39 年 12 月 12 日から 41 年 8 月 26 日まで

脱退手当金の確認はがきを送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社及びC社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

私は、A社を退職後に脱退手当金を請求した記憶はあるが、同社退職後に勤務したB社及びC社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間より前のA社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を請求した記憶はあるが、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていたA社での厚生年金保険被保険者期間及び申立期間を通算した75か月を支給対象期間とする申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、C社での申立人の被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和41年11月16日に支給決定されているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、A社での厚生年金保険被保険者期間及び申立期間を管理する申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号(同一記号番号)に係る払出簿及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、「41.10.26 氏名

変更」という記載が確認できるところ、申立人の脱退手当金が昭和 41 年 11 月 16 日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に伴い申立人の婚姻による氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄の前後に氏名が記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして同社での厚生年金保険被保険者資格を喪失した 14 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は 8 人であり、同名簿において、当該 8 人全員の氏名欄には「脱」の表示が確認できるが、申立人の氏名欄には「脱」の表示が確認できないなど、申立人が同社を退職後に同社での被保険者期間（49 か月）のみを支給対象期間とする脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。